

お知らせ NEW

竹原市長選挙

投票日

12月24日(日)

告示日

12月17日(日)

立候補届出受付日時

12月17日(日)

8時30分～17時

投票できる人

平成11年12月25日以前に生まれ、平成29年12月16日現在で竹原市に住所を有し、竹原市の住民基本台帳に引き続き3か月以上記載されている人

投票所での投票

日時 12月24日(日)

7時～19時

※選挙当日の全投票所の閉鎖時刻を20時から1時間繰り上げ、19時までとしていますので、ご注意ください。

場所 12月16日頃郵送する投票所

票所入場券に記載している投票所



期日前投票

仕事や私用などのため、投票日に投票所に行くことができません。期日前投票ができます。

期日前投票所設置場所	設置期日	投票時間
竹原市役所	12月18日(月)から23日(土)まで毎日	8時30分～20時
増設場所	忠海公民館(忠海支所横)	12月19日(火)
	吉名公民館(吉名出張所横)	12月20日(水)
	新庄集会所(荘野出張所横)	12月21日(木)
		9時～19時

※本市の有権者は、どの期日前投票所でも投票できます。

今年の選挙から投票所入場券と期日前投票宣誓書がひとつになりました。期日前投票をされる場合は、事前に、ご自分の入場券の下にある宣誓書に必要事項を記入してお持ちただければ、受付がスムーズになりますのでご利用ください。

※選挙当日に投票される場合は、期日前投票宣誓書への記入は不要です。

投票所の変更について

次のとおり投票所を変更しますのでご注意ください。

●第8投票区

「中通小学校屋内運動場」

← 「中通公民館」

開票(選挙会)

日時 12月24日(日) 20時～

場所 バンブー体育館

問い合わせ

選挙管理委員会事務局

☎ 22-7764

医療費控除の特例

について

健康の維持増進や疾病予防のために、一定の取組みを行っている人が、平成29年1月1日以降に特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)を購入した際に、購入費用の一部が従来の医療費控除との選択により、所得控除(医療費控除の特例)の対象となります。この特例を受ける場合には、確定申告または市県民税の申告が必要です。

特例適用時期

平成33年12月31日まで

適用できる申告

平成30年度市県民税申告(平成29年分確定申告)から平成34年度市県民税申告(平成33年分確定申告)まで
控除額
 その年の対象医薬品の購入費合計の1万2千円を超える部分の金額
 (限度額8万8千円)

※従来の医療費控除と両方を適用することはできません。

申告する人が選択することとなります。

必要書類

●医療費控除に関する明細書
 「セルフメディケーション税制の明細書」

※平成31年分までは領収書等の添付または提示によることもできます。

●申告をする人が、その年分に一定の取組みを行ったことを明らかにする書類(特定健康診査などを受けたことを証明する書類)

※対象品目や制度の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/>
 問い合わせ

税務課市民税係
 ☎ 22-7732

申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です!

国税に関するマイナンバー制度の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



※URLは変更される場合があります。

みなさんの意見を募集します！

市で策定予定の計画について、次のとおりみなさんの意見を募集します。より良い計画を作るため、みなさんの考えをお寄せください。

●竹原市第5期障害福祉計画 ●第1期障害児福祉計画

事業目的

障害のある人もない人も安心した生活を送れる地域社会の実現

公表資料 竹原市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（素案）

公表・意見提出期間

12月27日（水）～平成30年1月25日（木）

閲覧場所

健康福祉課障害福祉係、支所・出張所（土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く8時30分～17時15分）

意見を提出できる人

市内に在住、在勤、在学している人等

意見の提出方法

所定の用紙（閲覧場所に備え付け、または市ホームページからダウンロード）により、直接・ファックス・メール・郵送（※当日消印有効）のいずれかの方法で提出してください。市ホームページの専用フォームからも提出できます。ご意見等を踏まえ、計画を策定し、公表する予定です。

意見の提出先・問い合わせ

健康福祉課障害福祉係
（〒725-8666 住所不要）

☎ 22-7743

FAX 23-0140

E-mail fukushi@city.takehara.lg.jp

●竹原市高齢者福祉計画 ●第7期介護保険事業計画

事業目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり

公表資料 竹原市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）

公表・意見提出期間

12月27日（水）～平成30年1月25日（木）

閲覧場所

健康福祉課介護福祉係、支所・出張所（土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く8時30分～17時15分）

意見を提出できる人

市内に在住、在勤、在学している人等

意見の提出方法

所定の用紙（閲覧場所に備え付け、または市ホームページからダウンロード）により、直接・ファックス・メール・郵送（※当日消印有効）のいずれかの方法で提出してください。市ホームページの専用フォームからも提出できます。ご意見等を踏まえ、計画を策定し、公表する予定です。

意見の提出先・問い合わせ

健康福祉課介護福祉係
（〒725-8666 住所不要）

☎ 22-7743

FAX 23-0140

E-mail fukushi@city.takehara.lg.jp

臨時職員 登録者〔随時〕募集中！

竹原市役所（支所・出張所含む）、保育所などに勤務する臨時職員の登録者を随時募集しています。詳しくはお問い合わせください。

募集する職種	応募条件	提出書類	申し込み・問い合わせ
事務補助職員 （職員の育児休業や臨時的な業務などが生じた場合に勤務。）	ワードやエクセルの入力作業ができる人	○所定の申込書※	総務課人事係 ☎ 22-7719
代替保育士 （公立保育所の職員の休暇などによる欠員が生じた場合に勤務。）	保育士資格を持つ人	○所定の申込書※ ○履歴書 ○保育士証の写し	社会福祉課 子ども福祉係 ☎ 22-7742
	週40時間程度 （1日7.75時間×5日）		
	週30時間程度 （1日7.75時間×3～4日）		
	週20時間程度 （1日2～3時間・7.75時間）		

※所定の申込書は、それぞれの問い合わせ先に備えています。